

婚前契約書

夫となる者 _____ (以下、甲という)と、妻となる者 _____ (以下、乙という)は、両者間の婚姻について、以下のとおり本契約を締結する。

第1条 (夫婦のあり方)

- 1 甲と乙は、順境にあっても逆境にあっても、健康なときも病気のときも、愛と誠意を尽くし、互いにその育ってきた環境を尊重し、生涯の伴侶として助け合う。
- 2 甲と乙は、互いの職業、価値観などを尊重しあい、各々が今までに築き上げた生活をさらに充実させ、また、発展させられるよう協力しあう。

第2条 (財産)

- 1 甲及び乙が、それぞれ婚姻前から所有する財産は各人の特有財産とする。
- 2 甲及び乙が、婚姻後に取得した財産は、特段の合意のない限り、夫婦の共有財産とする。
- 3 甲及び乙が、それぞれ婚姻前にした借金は、名義人の債務とする。
- 4 甲及び乙が、婚姻後に相手方に無断でした借金は、名義人の債務とする。
- 5 甲及び乙が、婚姻後に相手方の承諾を得てした借金は、特段の合意のない限り、両名の連帯債務とする。

第3条 (生活費)

- 1 婚姻生活に要する生活費等は、甲と乙の収入に応じて公平に分担する。但し、家事分担の割合に偏りがある場合は、従事する家事の程度が大きいほど生活費の分担を減らすことができる。
(「甲と乙は収入の〇%を家計に入れ、その合計額で婚姻生活を営む。」「毎月小遣いとして、甲〇万円、乙〇万円を自由に使えるものとする。但し、収入その他の条件によって、話し合いのもと金額を変更することができる。」等)

第4条 (子の教育)

- 1 甲と乙は、子供に愛情をもって接し、子の健やかな成長のために協力し育児にはげむ。
- 2 子どもの養育は甲及び乙が十分協議し、生活費・教育費・娯楽費その他子どもの養育に要する費用は、甲と乙の収入に応じて公平に分担する。

第5条（家事）

1 家事は、甲及び乙が各々平等に分担し行うものとする。但し、双方の合意がある場合

または、双方にとって必要な事情がある場合にはこの限りではない。

（「甲は自分の仕事を支えているのは乙であることを認識し、乙の家事労働に対して感謝の気持ちを忘れない。」「家事労働は分担・協力し行うものとする。以下の仕事は各々が責任をもって果たす。」等）

第6条（親戚付き合い）

1 甲及び乙は、お互いに自分の両親も相手の両親も大切にする。

2 甲及び乙は、どちらかの両親に介護が必要になった場合、お互いに協力しあい献身的に介護をする。

（「甲及び乙は、互いの親族と同居する義務を負わない。ただし介護等で同居を要する事情が生じた場合は十分な協議をし、思いやりをもった行動をするよう心掛ける。」等）

第7条（ペット）

1 甲及び乙は、ペットを飼う場合は、事前に、相手方の承諾を得るものとする。

第8条（プライバシー）

1 甲及び乙は、相手方に無断で、相手方の手紙、メール、携帯電話等を見ないことを約束する。

第9条（離婚）

1 次に定める場合には、民法の定める「婚姻を継続しがたい事由」があるものとみなす。

(1) 本契約の条項のいずれかに違反したとき

(2) 多額の借金、家庭内暴力、不貞行為等により経済的、精神的に解決が困難な状態に至ったとき

第10条（適用除外）

1 本契約が婚姻後に締結されたものであっても、夫婦間の契約の取消権（民法 754 条）は、本契約に適用しないものとする。

上記内容にて契約が成立したことの証として、本書面を2通作成し、各自署名押印し、各々1通ずつ保有する。

平成29年 月 日

甲 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

乙 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

立会人 住 所 東京都江戸川区西葛西6-13-14-3F _____

葛西臨海ドリーム法律事務所 _____

弁護士 矢野 京介 _____ (印)